

各種相続手続きには、 「法定相続情報証明制度」をご利用ください

法務局には事前に相続関係一覧図とそれを証明する戸籍謄本を出すと、その一覧図に誤りがないことの証明書を必要枚数分、無料で交付してもらえる制度があります。

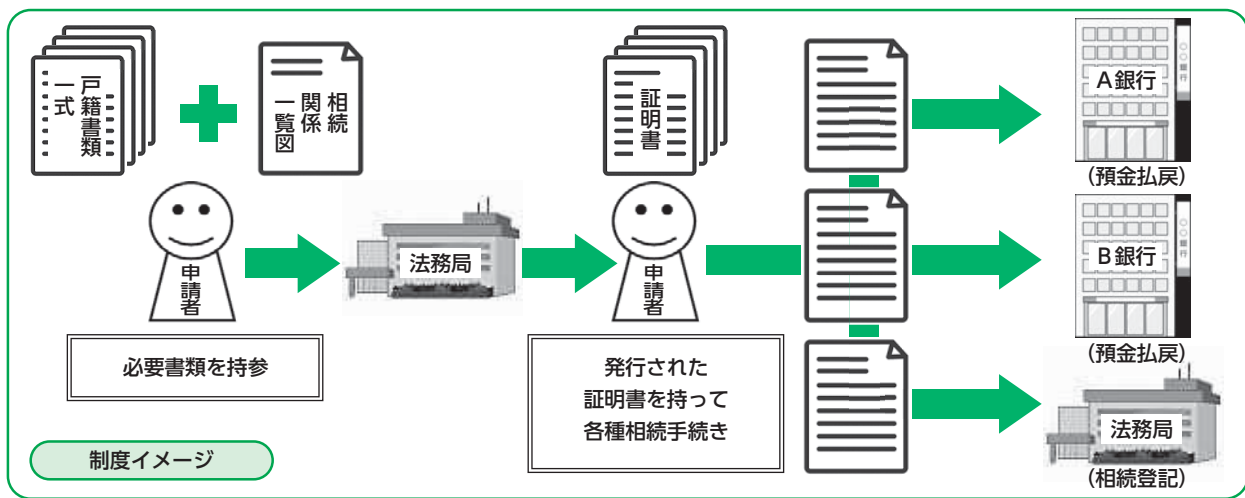
この制度には、相続登記や亡くなった方の銀行口座解約時に、

- ・大量の戸籍謄本を持っていく必要がなくなる
- ・複数の相続手続きを同時に進められる

といったメリットがありますので、ぜひご利用ください。

くわしくは法務局ホームページ、または最寄りの法務局にお尋ねください。

お問い合わせ先 岡山地方法務局 津山支局 電話 (0868) 22-9155



国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

※後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-003-004) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

岡山県最低賃金が平成29年10月1日から 時間額781円に改定されました

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、岡山県内の全ての労働者とその使用者に適用される「岡山県最低賃金」のほかに、特定の産業の労働者とその使用者に適用される「特定最低賃金」がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

岡山労働局 賃金室 電話(086)225-2014